# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
7	津市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書				

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

津市長

## 公表日

令和5年5月30日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険に関する事務 国民健康保険法に基づく事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以 下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 転入・転出による国民健康保険資格の取得・喪失 ・社会保険等の加入・喪失による国民健康保険の取得・喪失 国民健康保険料賦課及び収納業務 •国民健康保険加入適用適正化業務 •滞納整理業務 医療費適正化の推進 生活保護受給の有無の確認 ・児童福祉法における施設等の入所状況 ・精神・障害等における施設等の入所状況 転入者の所得状況確認 ・老人福祉施設等の入所状況 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特 定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要 な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際に は、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 また、国民健康保険法に基づく、津市国民健康保険被保険者で40歳~74歳の方を対象とする被保険者 の健康維持、医療費の適正化を目的とした特定健診に関する事務において、番号法の規定に従い特定 個人情報を取り扱う。 対象者への特定健診受診券の送付、受診勧奨 ·健診結果の情報管理 ②事務の概要 ・健診結果に応じた保健指導 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオン ライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同し て「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提 供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払 基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健 康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る 加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金 等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」とい う。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共 同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等 事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受 けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管 理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して 医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報 提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報と オンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け 情報の提供を行う。 宛名・口座システム、国民健康保険システム、収納管理システム、滞納整理支援システム、番号連携 ③システムの名称 サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、特定健診システム、次期国保総合システム及び国

保情報集約システム

### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル
- (2)国民健康保険特定個人情報ファイル
- (3)収納特定個人情報ファイル
- (4)滞納特定個人情報ファイル
- (5)特定健診特定個人情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- ・番号法第9条第1項及び別表第一30の項
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条
- ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する Γ 2) 実施しない 3) 未定 ●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第74条の 4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第 138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務 省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人 情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、6 2、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 (17, 22, 97, 106, 120の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄 (特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含ま れる項(9、12、15、78の項) ・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に 規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人 情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令 により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」 という。)における情報提供の根拠) ②法令上の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第19条、第20条、第25 条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第55条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保 険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれ る項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保 険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の 方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の 項)

(別表第二省令における情報照会の根拠)

第25条、第25条の2、第26条

<オンライン資格確認の準備業務>

- ●番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)
- ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

|※なお、特定健診特定個人情報ファイルについては、情報連携の対象外とする。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉部保険医療助成課

②所属長の役職名 保険医療助成課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

津市 総務部総務課 文書·公開担当 請求先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

津市 健康福祉部保険医療助成課 保険担当 連絡先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3160

#### しきい値判断項目 Π

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	5年4月28日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月28日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

## 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## **IV** リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]

[

<選択肢>

1) 基礎項目評価書

2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。

]

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	-クシステムを	を通じた提供を	E除く。)	[	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接網	読しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	いている いている	
7. 特定個人情報の保管・済	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	こている こている	
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ]	外部監	査
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	こいる

### 変更箇所

変更箇				Am at a min Alex	And the state of the state of
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要		また、国民健康保険法に基づく、津市国民健康保険法に基づく、津市国民健康保険者で40歳~74歳の方を対象とする被保険者の優康維持、医療費の適正化を目的とした特定健診に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。・対象者への特定健診受診券の送付、受診勧奨・・健診結果の情報管理・健診結果に応じた保健指導を追加しました。	事前	
平成28年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称		特定健診システムを追加しました。	事前	
平成28年1月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名		(5)特定健診特定個人情報ファイル を追加しました。	事前	
平成28年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携		※なお、特定健診特定個人情報ファイルについては、情報連携の対象外とする。 を追加しました。	事前	
平成28年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日時点	平成27年11月1日時点	事前	
平成28年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日時点	平成27年11月1日時点	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		次期国保総合システム及び国保情報集約システム テム を追加しました。	事前	
平成29年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うことされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)	・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報)が合まれる項(17、22、97、106、120の項)・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15、78の項)・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に発生活を総合的に支援するための法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と提定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項)	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第19条、第20条、第3条、第4条、第5条、第4条、第5条、第26条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第55条の2	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ(条例による地方税の賦譲徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	削除しました。	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		(別表第二省令における情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険医療助成課長 川邊 勝利	保険医療助成課長 松下 康典	事後	
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保険医療助成課長 松下 康典	保険医療助成課長	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	津市 総務部総務課 文書·公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276	津市 総務部総務課 文書·公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和2年5月29日	Ⅱ -1 対象人数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ -2 取扱者数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		オンライン資格確認に関する内容を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> を追加しました。	事前	
令和4年5月30日	②事務の概要	に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを	に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用	事後	
令和4年5月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ - 1 対象人数 いつ時点 の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ -2 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点 の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ -2 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	